

## 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部改正について

### 1 改正の理由

国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。)の一部改正は、令和6年4月1日の施行に向けて準備が進められております。

このため本市においては、関係する条例について、所要の改正が必要となります。

### 2 改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、当該省令のとおり規定します。

なお、基準省令の改正内容は、今後、変更となる可能性があることから、本市が定める規定についても変更となる場合があります。

#### (1) 基準省令に従い改正するもの

項目	改正の内容
ア ケアマネジャー 1人当たりの取扱 件数	・要介護者の数に、要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44以下 ・居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間において、システムを活用し計画に係るデータを電子的に送受信し、かつ事務職員を配置している場合 要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が49以下
イ 管理者の兼務範 囲の明確化	管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。
ウ 公正中立性の確 保のための取組の 見直し	次の内容について利用者に説明するよう努めなければならないこととする。 ・作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合 ・作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合
エ 身体拘束等の適 正化の推進	利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとする。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならない。

<p>オ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング</p>	<p>次の要件を満たした場合少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問しモニタリングを行うことを可能とする。また、訪問しない月は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うこととする。</p> <p>(ア) 利用者から同意を得ている場合</p> <p>(イ) 次に掲げる事項について、サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の心身の状況が安定していること。</li> <li>・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。</li> <li>・介護支援専門員がテレビ電話等のモニタリングでは把握できない情報について担当者から情報提供を受けていること。</li> </ul>
------------------------------------	--

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	改正の内容	
	基準省令(案)	水戸市が定める基準
重要事項の掲示	<p>重要事項(運営規程の概要、職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの)について、書面掲示に加えて、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトにも掲載する。</p> <p>(1年の経過措置期間を設ける。)</p>	<p>基準省令のとおりとします。</p>

※「水戸市が定める基準」について、その内容により、規則等において規定する場合があります。

3 施行期日

令和6年4月1日